

残留農薬の取り組みと検査値について

平成15年6月18日

生薬の残留農薬についての公的な規格としては、国の機関と民間で構成された研究班の調査結果を踏まえ、ニンジン類とセンナにBHC類とDDT類の規格（共に0.2ppm以下）が設定されています。

当社でも上記の調査に参加すると共に独自の調査も実施し、残留性の高い有機塩素系のうち特にBHC類とDDT類については十分な注意を要するとの結論に至ったことから、社内の体制を整備を図り平成14年8月1日から製造する全ての輸入生薬について検査を実施することといたしました。現在、他の農薬についても順次試験を行いつつあります。詳しくは9月4日付けの「お得意様各位」などでご紹介していますので参考にしてください。

今回発表された分析結果のうち、サンシュユ、タイソウ、ソヨウの3品目につきましては、記者発表資料にありますとおり食品の残留基準の範囲内であり安全性には問題ないと考えております。チンピにつきましてはパラチオンメチルが食品の残留基準値をわずかに上回る値が報告されたことから、当該ロットの出荷を停止すると共に至急に再調査を実施しております。

なお、検出された量は1日にチンピを20g使用するケースを想定して計算した場合でもADI（1日摂取許容量）を大きく下回るため、直ちに健康に影響を及ぼすことは殆どないものと考えております。